薬 第 ３６６０ 号
令和８年 10 月 27 日

各保健所設置市薬務主管課長　様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
（公　印　省　略）

神奈川県薬物濫用防止条例第 10 条第 1 項に基づく知事指定薬物の指定について（通知）

このことについて、令和８年 10 月 27 日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例（平成 27 年３月 20 日条例第 10 号）第 10 条第 1 項の規定により、別添県公報のとおり知事指定薬物３物質が指定、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

なお、別記の関係団体あて別途通知済みであること、及び当該知事指定薬物は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の４に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」（令和８年厚生労働省令第１５０号）で新たに指定された物質と同じ薬物であり、同省令は公布の日から起算して 10 日を経過した日（令和８年 11 月６日）から施行されることから、同条例第 11 条第１項の規定により、同省令の施行日に指定は失効します。

問合せ先
薬物対策グループ　永石、内田
電話　(045)210-1111 内線 4972

別記

- 公益社団法人　神奈川県医師会長
- 公益社団法人　神奈川県歯科医師会長
- 公益社団法人　神奈川県獣医師会長
- 公益社団法人　神奈川県薬剤師会長
- 公益社団法人　神奈川県病院協会長
- 公益社団法人　神奈川県病院薬剤師会長
- 一般社団法人　神奈川県精神科病院協会長
- 神奈川県医薬品卸業協会　理事長
- 神奈川県麻薬卸売協会長
- 神奈川県製薬協会長
- 神奈川県精神神経科診療所協会長
- 一般社団法人　日本チェーンドラッグストア協会神奈川支部長